

令和7年度 知財経営支援モデル地域創出事業

公募要領

令和7年1月

特許庁普及支援課

1. 事業概要

(1) 目的

近年、地域経済社会を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化等を背景とした働き手の減少や需要の減少などの大きな構造変化に直面しています。さらに、昨今のエネルギー価格上昇や物価高騰等によるコスト増で、地域経済やそれらを支える地域中小企業等においては厳しい状況が継続しています。他方で、中小企業等が更なる成長投資や賃上げを実施するためには、新たな付加価値の確保が急務となっており、付加価値となる知財（特許だけでなく、技術、デザインやブランドなど）を強みとして活かした経営（知財経営）を強化し、稼ぐ力の向上につなげることが不可欠になっています。

そのような中で、令和5年3月に特許庁、INPIT、日本弁理士会、日本商工会議所は、地域の中小企業・スタートアップ等への知財経営支援の強化・充実化に取り組むため、知財経営支援ネットワークを構築しました。さらに、令和6年12月には本ネットワークに中小企業庁が加わり、中小企業・小規模事業者や支援機関の知財経営リテラシーの向上と、中小企業等が抱える経営相談等に対して知財の観点からも効率的に支援が行えるような支援体制の強化に取り組んでいます。

本事業では、知財支援重点エリアにおいて、地域における知財エコシステム（※¹）を構築するため、本ネットワークと地域支援機関等をつなぎ、それらの支援リソースを効果的に活用しながら、地域のステークホルダーとの協働を促す、高度で専門的な知見を有した人材（事業プロデューサー）を派遣して、地域の支援ネットワークの連携強化を図り、そのネットワークによる地域中小企業等への一気通貫の伴走支援を実施します。それらの取り組みの継続や事業成果等の好循環により、地域の支援ネットワークの強化と地域企業等のイノベーション創出を通じて、持続的な知財活用の促進を目指す地域（知財経営支援のモデル地域）を創出していきます。

※¹ 知財エコシステムとは、知的財産を創造し、保護し、活用する循環を示す知的創造サイクルの概念に加え、そこから生まれる知的財産を基に、人々が互いに、また、社会に対して好影響を及ぼし、自律的に新たな関係が構築され、新たな「知」が生まれ、新たな価値が生み出される、いわば知的財産の生態系を指します。

(2) 事業内容

知財を活用した地域の企業成長や地域活性化に意欲的な自治体（地域）を知財支援重点エリアとして指定（※²）し、当該地域に事業プロデューサーを派遣します。事業プロデューサーは、地域の支援機関等の支援リソースを効果的に活用しながらプロデューサーチームを形成し、中小企業等の課題解決から製品プロモーションまで、一気通貫の地域支援体制を構築した上で、地域からの支援ニーズの高い地域中小企業等に伴走支援を実施します。また、地域知財経営支援ネットワークの連携会議（仮称）を開催するなど、地域の様々な支援機関との連携を強化します。

※² 令和6年度は青森県、石川県、神戸市の3地域を指定。令和7年度においても新たな地域を指定する予定。

①連携強化

- ・ 特許庁（経産局等）を含む知財経営支援ネットワークや自治体、地域の支援機関等が出席して、当該地域における知財経営支援ネットワークの連携会議（仮称）を開催します。既に類似の会議体があれば、その開催状況を十分考慮した上で活用や調整します。
- ・ 連携会議（仮称）では、支援状況の共有や支援ネットワークの拡大・連携強化の検討のみならず、伴走支援を行う地域中小企業等の選定、支援の進捗確認、事業全体の状況や成果について共有します。さらに、知財推進計画等の策定や新規知財事業の検討などの自治体内の知財諮問会議としても活用することもできます。
- ・ 事業プロデューサーを中心に各地域の支援機関の支援員等を集めて、勉強会やセミナーなどを通じた人材育成の場を作る予定です。

②伴走支援

- ・ 知財経営支援ネットワークの連携会議（仮称）で、自治体及び地域支援機関等を中心に支援ニーズの高い中小企業等をご提案いただき、議論の上、伴走支援の支援対象者を決定します。
- ・ 伴走支援では、中小企業等が抱える課題等をお伺いした上で、知的財産の観点から解決策の検討、事業創出や販路拡大等の多段階かつ多面的でシームレスな支援で中小企業等の取り組みをサポートします。
- ・ 支援者（プロデューサーチーム）は、事業プロデューサーを中心に知財経営支援ネットワーク、自治体や地域の支援機関等から形成され、各機関等が持つ既存の支援メニューやツールを上手く活用しながら伴走支援を実施します。
- ・ 支援の実施形態（プロデューサーチームの体制）は、事業プロデューサー（1名）、事業プロデューサー補佐、その他のプロデューサーチーム員（数名）を予定しており、支援対象者等や支援内容等に応じて体制を構築し、支援を実施する予定です。支援は対面で実施する場合とオンラインで実施する場合があります。

③事業報告会等（情報発信・普及啓発等）

- ・ 地域での知財マインドの向上や普及啓発のため、本事業で成果の上がった支援事例やその取り組み、事業の効果などを広く周知するため、事業報告会等を実施します。

(3) 実施スキーム、スケジュール及び実施回数

【実施スキーム】

特許庁が受託事業者と委託契約を結び、受託事業者が事業プロデューサーの派遣をはじめとした「(2) 事業内容」に記載した各事業を実施する。

【事業期間など】

実施期間：令和7年6月下旬（※³）～令和8年3月末まで

本事業は単年度事業になりますが、複数年継続して実施する予定です。採択された地域は複数年継続して実施することが可能です（但し、最大3年まで）。

※³ 受託事業者との契約スケジュールを考慮して事業開始は6月下旬以降を想定

【実施回数】

連携強化：地域知財経営支援ネットワークの連携会議（仮称）を3回以上開催予定

伴走支援：プロデューサーチームによる伴走支援は5者以上

事業報告会等（情報発信・普及啓発等）：事業報告会等を1回程度開催予定

2. 対象地域の公募について

（1）概要

対象：知財経営支援の実施を希望する自治体（都道府県又は政令市）

公募期間：令和7年1月9日（木）～令和7年2月14日（金）17時必着

採択件数：2～3地域を予定

（2）申請方法

申請書に必要な事項を記載し、下記申請書提出先にE-MAILにてお送りください。

【申請書提出先】PA02G0@jpo.go.jp

※メールの件名は、「令和7年度知財経営支援モデル地域創出事業申請書類」としてください。メールの容量は添付ファイルも含めて10MBを超過しないようにしてください。

※審査の過程で、申請内容に関する問い合わせをさせていただく場合がございます。

3. 審査・採択について

有識者による選定会議にて審査を行った上で、採択者を決定いたします。

なお、採択・不採択に関わらず、3月末までに結果を通知いたします。

4. 問い合わせ先

特許庁総務部普及支援課支援企画班

電話：03-3581-1101 内線 2145

E-MAIL：PA02G0@jpo.go.jp